

困りごとや悩みごとは市の相談窓口へ

生活課(仮設庁舎) ☎(88)9128

市や県では、皆さんの日常生活の悩みや疑問などを解決するため、左の表のとおり各種相談を無料で行っていきます。相談内容によっては、関係する行政機関の窓口をお知らせするなど、問題解決のお手伝いをします。秘密は厳守しますので、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

区分	相談内容	相談日	場所	相談員
市民相談	日常生活の相談	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 午前8時30分～午後4時	市民相談室(生活課内) ※相談直通電話 ☎(88)9132	市民相談員 相楽美昭(月・火・金曜日) ※相談員が不在の時は生活課職員が対応します。
無料法律相談	日常生活の法律相談	毎月第2・4水曜日 午後1時～5時 ※事前予約が必要	市民相談室 ※予約受付電話 ☎(88)9128	弁護士 吉川 幸雄 細川 卓也 鈴木 裕也
行政相談	行政に関する相談 (道路・河川、登記 戸籍、雇用、年金、 医療保険に関する ことなど)	毎月第1・3木曜日 午後1時～4時 ※委員宅のときは随時	市民相談室または各委員宅	行政相談委員 小林 博(南 町)☎090706616282 高橋久美子(岡東町)☎(76)5749 高橋 英祐(長 沼)☎(68)2012 半澤 豊(守 屋)☎(65)3145
人権相談	人権に関する相談 (差別やいじめなど に関する事)	随時 (各委員の都合のつく時間)	各委員宅	人権擁護委員 服部起代子(栄 町)☎(76)6773 細川 卓也(新野町)☎(94)2456 鈴木 裕也(新野町)☎(94)2631 後藤 幸子(向陽町)☎(72)1067 小原 和幸(小作田)☎(79)3342 小野 栄子(下小山田)☎(79)3040 佐藤 辰夫(梓 衝)☎(68)2094 八木 沼昭夫(小 中)☎(67)3096 横山 民江(守 屋)☎(65)2341 渡邊 光子(梅 田)☎(65)2309 深澤 慶一(今 泉)☎(65)3311
消費生活相談	消費生活に関する相談 (悪質商法、契約トラブル、 多重債務に関する ことなど)	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 午前9時～午後5時	県消費生活センター ※相談直通電話 ☎024(521)0999	消費生活相談員

年金だより

国民年金の届け出をお忘れなく

保険年金課(文化センター内) ☎(88)9137

20歳になった人や会社を退職した人などは、国民年金への加入の届け出が必要です。表に該当するときは、忘れずに手続きをしてください。

●国民年金の手続き

区分	手続きが必要なとき	お持ちになるもの
加入	20歳になったとき(会社員などで厚生年金などに加入している人は除く)	印章
	会社などを退職したとき(扶養している配偶者がいるときは配偶者も手続きが必要)	印章、年金手帳、退職証明書または離職票など
	厚生年金保険などに加入している配偶者の扶養からはずれたとき	印章、年金手帳、扶養除外証明書
脱退	会社などに就職したとき	印章、年金手帳、社会保険などの健康保険証
	厚生年金保険などに加入している配偶者の扶養になったとき	印章、年金手帳、社会保険などの健康保険証

保険料の免除制度
本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下のときや失業したときなど、一定の要件を満たすときは、保険料の全額または一部(4分の3、半額、4分の1)が免除されます。

保険料の納付が困難なときは

免除制度や納付猶予制度があります。免除や納付猶予の期間は、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。

保険料の納付猶予制度

本人の前年所得が一定額以下るとき、保険料の納付が猶予されます。対象は、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修学年限1年以上の課程)など(夜間、定時制、通信課程を含む)に在籍する学生。学生以外の50歳未満の人で、本人と配偶者の所得が一定額以下るとき、保険料の納

●国の経営所得安定対策と市の独自支援策

安定した農業経営を維持するために

農政課(卸町仮庁舎) ☎(88)9138

国では、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するため、経営所得安定対策を実施します。国の制度と市の独自支援策をお知らせします。

●国の経営所得安定対策

米の直接支払交付金(平成29年産米で終了予定)
米の生産数量目標に従って生産する販売農家に対して交付金を交付します。
▼交付単価 10アール当たり7500円
※交付対象面積は、主食用米作付面積から一律10アールを控除した面積

●米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

米や畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための認定農業者・認定新規就農者・集落営農を対象とする保険的制度です。
▼補てん額 当年産の販売収入が、標準的収入を下回ったときに、その差額の9割を国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。

●水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料用米、加工用米などを生産する販売農家に対して交付金を交付します。
▼交付単価 表1参照
畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)
経営安定のため、畑作物を

●表1 水田活用の直接支払交付金の交付単価

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
WCS用稲	80,000円
加工用米	20,000円
飼料用米、米粉用米	収量と作況に応じ、55,000円～105,000円
産地交付金	3,000～20,000円

●表2 畑作物の直接支払交付金の対象作物別平均交付単価

区分	小麦	大豆	なたね	そば
数量払	6,690円/60kg	7,890円/60kg	9,200円/60kg	15,360円/45kg
営農継続支払	20,000円/10a		13,000円/10a	

※品質・等級や品種により単価に増減があります。※営農継続支払は、数量払の内金となり、当年産の作付面積が対象となります。

●表3 市の水田利活用推進助成金交付単価

作物区分	単価(10a当たり)
大豆、飼料作物、そば、なたね	20,000円
加工用米(チヨニシキ)	15,000円
飼料用米	5,000円

※予算の範囲内で取組面積に応じて助成します。

●国民年金の保険料が変わります

今年度(平成29年4月～30年3月)の保険料は、月額16,490円になります。※前納払いをすると保険料が割り引かれます。

手続き・問い合わせ
保険年金課、郡山年金事務所
☎024(932)3434

出張年金相談 終了のお知らせ

労働福祉会館で、毎月第2木曜日に開催していた郡山年金事務所の出張年金相談は、3月で終了しました。4月からは郡山年金事務所での相談となります。



年金相談をより丁寧に効果的に対応していくため、年金事務所では年金相談の予約相談を行っています。
予約相談の日時 月～金曜日 午前8時30分～午後4時
事前受付の期日 予約相談希望日の1か月前から実施日の前日まで
予約の申し込み ねんきんダイヤル☎0570(05)1165、または郡山年金事務所にお申し込みください。
その他 申し込みの際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書などをご準備ください。

問い合わせ 郡山年金事務所
☎024(932)3434